

平成 23 年 11 月 25 日

奈良県台風 1 2 号災害義援金の第 2 次配分計画について

奈良県台風 1 2 号災害義援金配分委員会

○ 第 2 次配分計画の考え方

第 1 次配分では人的被害・住家被害の方を対象に配分しましたが、第 2 次配分では長期避難の世帯も対象に加えます。

併せて、被災市町村からの要望や要援護者にも配慮します。

○ 第 2 次配分計画について

被災世帯への義援金は、別表の被害対象別の按分率に基づき、義援金累積額（下記 3 の市町村への枠配分を除く）から算出し、第 2 次配分額を市町村に配分します。

併せて、被災市町村が被災者にきめ細やかな配分を行えるように、市町村に枠配分を行います。

なお、今回追加した「長期避難の世帯」・「要援護者」の対象や、被災市町村への枠配分の内容は次のとおりです。

1 長期避難の世帯等について

① 「長期避難の世帯」は避難指示の発令により 2 ヶ月程度以上避難していた世帯、又は現在も避難している世帯とします。

なお、避難指示の発令区域外であるが、孤立地区内にある世帯や隣地の地割れ等で避難している世帯も同様の取り扱いとします。

② 避難指示の発令により 1 ヶ月程度避難していたが既に自宅に戻っている世帯（又は戻れる状態にある世帯）については、「長期避難に準じる世帯」とします。

なお、避難指示の発令区域外であるが、道路の通行止め等により通院・通学のため仮住まいをした世帯も同様の取り扱いとします。

（注 1）「長期避難の世帯」・「長期避難に準じる世帯」は、住家被害との重複支給は認められません。

（注 2）「長期避難の世帯」・「長期避難に準じる世帯」は、被災者生活再建支援法により認定される「長期避難世帯」とは異なります。

2 要援護者について

住家被害や長期避難の世帯・長期避難に準じる世帯で、次の方が在宅している世帯に配分を行います。

① 両親のいずれか一方を亡くした児童・生徒

② 要介護 3～5 の方が在宅している世帯

③ 重度障害者（児）の方が在宅している世帯

④ 特定疾患患者の方が在宅している世帯

（注 1）②～④については重複支給は認められません。

（注 2）通院・通学を理由とする「長期避難に準じる世帯」は、「要援護者」との重複支給は認められません。

3 被災市町村への枠配分について

配分額は義援金総額の 1 割程度までとし、各市町村への配分額は第 1 次・第 2 次配分額の合計額によって按分した額とします。

なお、配分を受けた市町村は配分計画を県に報告することとします。

(配分計画の具体例)

- ・被害の大きい一部破損住宅への見舞金など

○送金方法等について

県から被災市町村への送金方法、及び、市町村から被災者への義援金の支給については第1次配分に準じることとします。

○奈良県台風12号災害義援金の配分対象と按分率・配分額

(配分額単位：万円)

		按分率	配分額	第1次配分額	第2次配分額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	100	250	100	150
	重傷者	50	125	50	75
住家被害 (1戸当たり)	全壊	100	250	100	150
	半壊	50	125	50	75
	床上浸水	20	50	20	30
長期避難の世帯 (1世帯当たり)	長期避難の世帯	20	50		50
	長期避難に準じる世帯	10	25		25
要援護者 (1人当たり)	両親のいずれか一方を亡くした 児童・生徒	100	250		250
	要介護3～5の方が在宅している 世帯	10	25		25
	重度障害者(児)の方が在宅して いる世帯	10	25		25
	特定疾患患者の方が在宅している 世帯	10	25		25

(注) 網掛部分は第1回配分委員会での決定内容で、第1次配分額は市町村に配分済です。